

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第11回) 会議録

会議年月日	平成24年8月23日(木)		
開会	午前10時00分	閉会	午後0時12分
場所	5階 議場		
出席委員 (9名)	委員長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春、 上田孝春、上杉栄一		
欠席委員	なし		
委員外出席	石田憲太郎、平野真理子、太田縁、椋田昇一、寺坂寛夫、砂田典男、 山田延孝、児島良、角谷敏男、両川洋々、入江順子		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐：竹内 一敏 庁舎整備局主任：宮崎 学 庁舎整備局専門監：前田喜代和		
傍聴者	27名(別添のとおり)		
傍聴者(報道)	日本海新聞、朝日新聞、建設工業新聞、日本海ケーブルネットワーク、 NHK		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備考			

午前10時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 失礼をいたします。それではただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会第11回目を開会をいたしたいと思っております。今日、皆様がたのお手元にお配りしておる資料の確認を、まずさせていただきたいというふうに思っております。この耐震診断及び一部増築案に関する調査業務の仕様書案、これは前回の特別委員会にもお配りをしておりましてけれども、ここに至るまで大変多くの意見が出たものですから、仕様書の中身についての議論ができておりません。今日、改めて審議をしていただきたいというふうに思っております。それから、調査業務の作業の流れの案、それから事務局とも相談をしながら9月には定例議会が開催されますので、今後の特別委員会並びに調査業務等の日程等のたたき台の案も検討いたしまして、今日皆様がたのもとに提案をさせていただいております。以上、そのような資料でございます。御確認をいただきたいというふうに思っております。ございますか。はい。

それでは、前回、仕様書の検討ですとか、業者選定まで至らなかったことがございます。その折に、委員の皆さんがたから、なぜここまで進んでおるのに採決に至らないのかということ、委員長の方に大変多くの御意見を賜りました。その折に、私も整理できないところがたくさんあるというふうに申し上げておりましたが、今、申し上げました仕様書のあり方、これはどこまでの調査を求めるのか、あるいは調査事項に要する時間等に無理な仕様書案で業者に依頼をしたのではないかと、こういう点も再検証してみたい。あるいは予算執行のあり方、契約金額のあり方、業者選定も含めてでございますけれども、契約のあり方についても一度考え直すべきではないのか、再検討するべきではないのかという思いもございました。それから、再三ですね、鳥取市の方が基本計画的な方針を示していただきたいという意向は聞いておるんですが、できましたら具体的な提案を箇条書きでもいいから御提案をしていただきたい。これは先ほど言いました仕様書等にも影響してくる部分があるのではないかと私の認識がございましたので、そういうことも含めて、もう少し整理する時間がいただきたいということで採決に至らなかった、こういうことでございます。まだ若干整理ができてない部分もございますけれども、今日改めて仕切り直しをして、皆さんの御意見をいただく中で取りまとめを進めてまいりたいと、このように思っております。

それから、大変恐縮でございますけれども、本日の議論に入ります前に一言、確認と言いますか、皆さんの認識を今一度統一したいという思いから述べさせていただきたい点が1つございます。これは、私が特別委員長を受けさせていただいているという立場上のことかも知れませんが、私の元に市民の皆さんから、議会で提案した住民投票で20億の耐震改修案を市民は明確に選択しておるのに、なぜ今さら随意契約で検証するのか、これは大変おかしいと、議会は何をしているのか、説明責任を果たしていないという不満の声をよくお聞きをいたします。この点については、委員の皆さんにもそのような御意見が寄せられると思っておりますけれども、市民の皆さんに納得していただくにはどうしたらいいのかという点も踏まえて、今後の議論をスムーズに進めていく上で委員の皆さんの御意見をまず聞かせていただいて、その後今日のリジュメに書いてございます耐震改修案の検証に係る仕様書、あるいは業者選定につ

いての議論に移らせていただきたいというふうに思います。この点は順番でよろしいでしょうか。私が申し上げた意図はわかりますかいな。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今、橋尾委員長の方から何点か委員に対しての質問と言いますか、考え方の内容について聞きたいということでありましたけれども、突然でもありますし、委員長の方からその内容について、ちょっと文章でもって示していただいて、ちょっと一度持ち帰らせていただきたいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、桑田委員の方から持ち帰らせていただいて見解を述べさせていただきたいということでもございましたけれども、先ほど私が申し上げました市民の皆さんの思いは、議会は何をしているのかと、説明責任をなんで果たさないのかというような不満の声が私の元によく寄せてこられます。これは委員の皆さんにも当然そのような声がたくさん入っておるんだろうというふうに、同じ特別委員会の委員でございますから、そのような中で市民の皆さんに納得をしていただける説明責任が果たせるという方法はどうかたちで進めていくのがいいのか、これは特別委員会皆が意思統一を図った方が、今後の議論に反映をさせるという意味ではいいのではないかというふうな認識でありますので、あえて議論に入る前に皆さんのお考えを聞かせていただきたいということでお伺いしております。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 市民の会の方から公開質問状が出て、これは20日までということですが、私は個人的にはまだこれを回答すべきかどうかというのは非常にまだ、自分ではまだそのあたりについてははっきりしておりません。委員長の方で議会の説明責任という話が今、出ましたけれども、まさに説明責任を全うするためにこの20億というものを議会の責任として今、検証と言いますか、第三者に検証し、これがまさに議会の、私は説明責任ではないかなというふうに思っております。検討会の折に20億という数字がもちろん出ておるわけですが、3点セット、具体的にじゃあそれがどうなのかということは非常にファジーなかたちの中で、アバウトで出ておった、これをしっかりと議会としての、議会案として出したこの第2案、これを市民が了としたということにあるならば、議会の説明責任としてこれをしっかりと議会の責任で、ある程度これは基本計画であったり基本設計というのは、これはあくまでもこれは執行部サイドでのこの取り組みだというふうに思っておりますけれども、その前提として執行部サイドに議会としてお示しする、あるいは市民にお示しする、これがまさに議会の説明責任だというふうに思っております。

だからこそ、この第三者機関でしっかりと積み上げたかたちのもの、これが前回の特別委員会でも申しあげましたけれども、数字が変わったり内容が変わったりということはあってはならんし、やはりこれは20億という数字の中で積み上げていくということが基本的な考え方であるというふうに思っておりますし、これは前回の委員会でもおそらく委員皆さんがそういう認識であるというふうに思っております。今後の、今日いただいている調査業務の作業の流れの中でこれを見ますと、それぞれの、何回か特別委員会等の中で中間報告等々もあるようですし、確認等々もありますから、まったくそれこそ放り投げて結果が来るまで待つというかたちではありませんので、ですからまさに議会の責任として今後の調査業務についてはしっかりと議会も関わる中で積み上げていくということが議会の説明責任だというふうに私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、上杉委員がこの20億の住民投票条例案に提案したのがファジーな状況の中でできておるといふ発言をされたわけですけど、そこが市民の皆さんと我々議会の委員との認識のずれだろうというふうに思います。言えば、市民の皆さんは議会を信頼をされて、住民投票条例案を提案をされ、住民投票に至ったわけでございますから、やはりそこはもうきちっと話がついておったんだらうと、その中でその両案の情報提供に基づいて投票で意思を明確にしたという認識でおられる、そこが私共に寄せられる意見の認識のずれだろうというふうに思っております。それはそれとして御意見を賜りました。その次、島谷さんどうですか。

◆島谷龍司 委員 今言われた上杉委員の考え方とほとんど一緒なんですけども、この委員会を立ち上げたときに、一番最初に立ち上げる目的として市民の皆さんにその20億8,000万の具体的な中身って言いますか、こういうものだったんだよということをお知らせしようということ、この調査特別委員会立ち上がったと思っております。私はその考え方で今までこの委員会に出しておりますので、今、上杉委員が言ったように市民の皆さんにどういうものだったかということをしつかりとお示しをする、これが議会の説明責任だというふうに私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい。島谷委員の御意見はいただきました。桑田さんは後でしたね。いいですか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 委員長のおっしゃった市民の皆さんから意見をいただいておりますという、その内容というのが、私たちが直接市民の会の皆さんからいただいた質問の内容ということなのか、それとも橋尾委員長の個人的なつながりの中であるとか、いろいろ多くの市民の皆さんから市民の会とは別にいろんな御意見いただいているということでの御意見なのかという、ちょっとそのあたりを確かめたかったわけですけども、非常におっしゃっておられる内容が重要なことであると思っております。今、今日委員会の冒頭で言われて、これまでの議論の中でも市民説明を果たすためにこの委員会が開かれているんだということは再三この委員会の中でも議論になっているところで、改めてそこをお尋ねになるということのその意味ということ、その重要性ということとはちょっと図りかねたものですから会派に持ち帰らせていただきたいというふうに申し上げたわけでございますけども、市民への説明責任ということの点から言えば、すべての市民の皆さんへの説明責任ということになるわけでございます。この度の住民投票、この新築移転に御賛同された多くの市民もいらっしゃる、その方々も含めて、すべての市民の皆さんにきちとした説明を果たすためには、まずはこの耐震改修案の中身ということ。先ほど上杉委員の方から検討会において示された内容がこのペーパー1枚の中で市民に示されて、そして、この内容がファジーであったと。そのことがこの委員会の中でも再三議論になって、ようやくこの立案者の方にも、ここに、委員会に参考人招致をして、その中身を詰めてきて、そして、この仕様書に私は至ったものだというふうに理解をしているわけでございます。

それで、その仕様書をいよいよ市民の皆さんがこの危機管理という上からスピード感を持って早くこの耐震改修を決めたのだから早く進めてもらいたいという、その意志も私は十分に汲み取って、この説明責任ということを果たしていきたい。仕様書のこの実行というものに早く移っていききたいというふうに思います。それからもう1つは、この団体意思の決定に関するそういう議論もありましたけども、その団体の意思ということに対して議会の権限ということも

あるわけですから、これ地方自治法に定められておりますけども、それに則って私は執行部に団体意志の決定を速やかにしていただくためにも議会としての権限をしっかりと発揮をして、この委員会でこの議論を重ねてきたわけですから速やかに仕様書の検討に移るべきだというふうに思っております。それが説明責任だというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。桑田委員の御意見いただきました。伊藤委員、どうぞ。

◆伊藤幾子 委員 今の委員長からの話を聞いておまして、恐らく市民の方は、例えば、テレビ中継があるので見ておられたり、あるいは新聞報道等で様子を見ておられたり、あるいは人から話を聞いたり、そういったことで関心を持って見ているけれども、いつまで経ってもことが進まない。する中で、その中で今に至っては随意契約を結んで検証しようとしているっていう、本当にどうしてそういうことになるのかがわからないと、それについての議会の説明責任が果たされてないんじゃないかっていう声だと思うんですね。それで、実際私もそういった声はこれまで何度も、何度も聞いているので、この委員会の場でその団体意志のことを繰り返し、繰り返し言ってきました。結局その部分が市民にとってはわからないんだと思います。なぜ市がやろうとしないのか、議会が説明責任だとか、議会の責任だと言ってやろうとしているのか、その部分がわからないんですよ。その20億の中身がどうのこうのっていう以前の問題ですよ、この特別委員会そのものの、なんでこんなのが必要なんかとか、この今委員会がやっていることそのものに対してのやっぱり説明不足っていうことが市民の声になって、私は現れていると思いますので、当然それについてもきっちりと説明責任は果たさなくてははいけないと私は思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今、委員長の方から市民の声としていろいろと話があるという話だったんですけど、僕も正直言って新築移転を推進された、積極的に推進された方、また、こっちの方を進めた、やっぱりそういった方から、結論的に言えば住民投票できちっと決まったんだから早くその結果に基づいてやっぱり整備にかかってほしいという、そういった強い意見を聞いております。ですから、推進された方も住民投票するまでいろいろと自分たちはあっちをやってきたけれども、結果がこうなったんだから。でも、その結果に多くの市民がそっちの方の判断したんだから、それに基づいてやはり速やかにその整備を実施できるようにやってほしいという、そういった率直な疑問です、声だというふうに思っております。それで、この特別委員会よく見えています。テレビでよく見ておって、10回やってきた中で、あまりにもなんか進み方っていうか、議論の中で、もうちょっと早く進んでもいいんじゃないかという、そういった強い思いがあるんじゃないかなという思いがしております。ですから、いろんな考え方があります。住民投票で決まったんだからもうそのとおりにやればすぐできるじゃないかというふうな意見もありますし、だけど、実は市民に十分議会の責任として、やっぱり示していく上にはそれなりの十分な議論が必要なんだというかちで僕も話しております。

ですから、基本的には僕も今までこの委員会でも言っておりましたけれども、住民投票の結果、それを尊重してしっかりとこの委員会を早く前に進むようなかたちでやっていくことが市民に対してのやっぱり対応じゃないかなというふうに思っております。ですから、これから先

の進め方等々にもありますけれども、まだ仕様書の関係もありますけど、そこにいくまでにまた僕も若干確認したいことも何点かありますけれども、その確認ができれば前にしっかりと早く進めていくということも、これも市民に対しての責任、議会としての責任ではないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員よろしくお願ひします。

◆上紙光春 委員 皆さん御意見お話しになっていますんでね、大差はないんですけども、結局、市民の皆さんからやっぱり不信感を買っているというのは、これは事実だと思うんですけども、私はその中に2点あると思うんです。1つはやっぱり20億というものが住民投票で皆さんの賛成が大多数だったんで早くその20億という案でどんどん先行きさせてほしいという、なぜ先行きせんのだというのが1点。それからもう1つは、この特別委員会のできた狙いというのはまさしく上杉委員がおっしゃったのが基本原則でそのとおりだろうと思います。例えば、検討委員会でも事務所協会の37億というものがまったく議論の俎上に上がらずに無視されてきた。これはやっぱりあれを検討委員会でも全会一致でそうしようというふうになって出てきたものが、頼んだことよりも違うというふうな理由の中で、それなりに1つの問題点もあったでしょうけども、そういう状況の中で20億というものを、どうやっぱり中身を市民の皆さんにわかりやすく精査してお示しをするかということがね、この特別委員会の1つの性格、狙い、目的であるうと思っております。

そういう2点があるんですけど、1番多いのは、この特別委員会を開いてから、私は市民の皆さんは単純に、あんたら何しようるんだいやというこの単純な、その言葉によっては失礼かもしれませんが、後戻りするような議論をやっぱり我々としてもしたようにも思いますし、そういうことに対する市民の皆さんの不満であろうと思います。従いまして、早く、早くとにかく20億というものを基本原則にもって、基本原則ですけど、ただ先ほどの上杉委員と私が違うのは、Aというかたが1つの基本的な考えをして設計的なことをされて、Bという人がそれを今度再調査したら、数字が狂うのは当たり前でござんして、これを1つも動かないように20億でやるというふうなことをもつ必要はないと思うんですよ。これ、市民の皆さんも20億は1割や1割5分増えたとしても、これ20億の範疇だと思って、皆さんこれは一貫して私は最初から申し上げておりますけども、範疇だというふうに理解していただけたらと思っていますよ。

だからそういうふうに、ただ20億がね、40億になったり50億になったりするということはあり得んですけども、20億を基本原則にしてせつかく山本浩三先生の設計の骨格、あるいは仕様のものを尊重しながらスケジュール見ますと、我々ともキャッチボールして、我々の意向も通してもらうようなやっぱり調査業務をしてもらうようになっておりますけども、そういうことでとにかく前向きに早く進めて、執行部にお渡しできて、次のステップが踏めるように、もう急いで、やっぱり大局的な観点に立って進めんと、やっぱり私は後戻りする議論はもうやっぱり市民の皆さんはもうお許しならないというふうに思っていますんでね、ただ曲がりなりにも先行きするんだという意味ではございませぬ。正しい方法で、正しいスケジュールを組みながらしていかないとイケんと思ひますけども、とにかく先行きする積極的な議論、建設的な議論をこれからしないと余計に市民の皆さんか不信感を買うというふうに私は思っていますん

で、そういう意味合いで、これは何であろうと無茶苦茶でもいい早く進めるっていう意味では決してございませんけども、きちっとした姿で前向きに進むっていうのが1番大事だというふうに思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員、お願いします。

◆湯口史章 委員 はい。皆さんと同じような意見になるかと思いますが、そもそも論として、その住民投票に議会が提案をして、その条件を示して市民の皆さんに投票いただいたということなんです。ただし、その中で、かなり議会側から言うと踏み込んだ提案をしてしまったということなんだろうと思うんです。方向性を示す中で市民の判断を仰ぐというような住民投票であれば、私は今回のような作業っていうのは必要なことだろうと思いましたが、一方、新築案というものがかなり踏み込んだものが情報提供されていたということもあって、そういうふうなものを作らざるを得なかった。しかし、一方ではじゃその中身についてしっかりと議論ができたかといえば、いろんな制約もあって、時間的なこともございましたし、なかなか市民の皆さんにきちっと説明ができ得る議論が私はできなかったということだったんだろうと思うんです。それを踏まえて、出た結果に対してじゃあ今後議会として何をやらないといけないということで、今回までのこの庁舎の特別委員会の議論が始まったんだろうと思うんです。

それで、そのことで我々議会としての説明責任であったり、市民の皆さんにより理解をいただくということで、今日まで続けてきたわけですが、一方では10回からになるにも拘わらず進み具合がというよう御批判も受けているというのも一方では事実だろうと思います。しかし我々としては、ここまではきちっと確認をし、20億8,000万円の内容について皆さんにお示しができて、かつ次の段階でいわゆる伊藤さんがよく言われる執行権を発揮していただいて、基本設計、実施段階に入っていただきたいという、その条件を整えるためにも我々議会がその責任を果たしていくということ、これが私はこの委員会での大きな役割でもあるし、と同時に市民の皆さんにわかりやすく説明ができる1番の最良の方法だというふうに思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それぞれ委員の皆さんからお考えをお聞きさせていただきました。委員の皆さんにとられましたら、何今さら遠回りするような提案、議論をするのかという方もおられるかと思いますが、やはり今後の議論、審議を考えていく中でやはり委員の皆が認識を1つにしていかなきゃいかん、あるいは市民の皆さんに決定をしていただいた案件について、市民の皆さんの意向に沿ったかたちでこの計画を仕上げていくという認識が皆さん御一緒でございますし、今後は委員長と副委員長、協調しながらスムーズな議論を進めさせていただきたいというふうに思いますので、委員の皆様にもその点をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは2番目の耐震改修案等の検証にかかる仕様書について議題といたしたいと思います。これは前回皆様がたに案として提案をさしていただいておりますが、議論にいたりませんでした。今日はこの点を議論いたしてまいりたいと思います。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 この仕様書の中身について議論するまでに、ちょっと確認というか、仕様書を作る上でも1番大事なっていうか、重要ことでもあるというふうに思いますので、ちょっとお

訊ねをしてみたい点が何点かあります。1点は市長なり、執行部の方が常に議会の方に基本計画的なところまでを議会を出していただきたいという話が再三出ておるわけですし、それから委員長の方からも若干こういった意味での話もあったわけですが、これからやはり仕様書の中身をしっかりと、それを契約をして作り上げていくという上では、やはり市の執行部、市長の方でどの程度のものをとるかたちでのやっぱり話を、考え方をやはり聞かせていただいてそれに近いものを我々は作っていかないとイケんという、出していかんといけんと思うんです。執行部にその議会としてこれでやっぱりやっていただきたいと、こういったかたちで議会としてまとまったというかたちで話をしていこうと思ったらね、市のその考え方というものも聞かしていただかなくてはやはりいかんじゃないかなという思いがするわけです。ですから、その辺について、言葉では基本計画に近いものをとるかたちでおっしゃっておりますけど、それがなんか具体的にどういったものかなということが正直言って僕1人かもわかりませんが、わからないっていうか、理解できてないというその辺を最初に聞かせていただいて、ちょっとお願いしたいなという思いがしております。とりあえず執行部に対してのお訊ねはこれです。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今の上田委員の方から、基本的な方針とはどういうものを考えておられるのかというような意見が提案されたわけですが、他の委員の方で御意見ございますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 基本計画的なものをその議会を出していただきたいというような、この話はあったんですけども、私はそこまで出す必要はないんじゃないと。これは、今後これからの議論になるわけですが、第3者に調査をお願いしてその成果品が、議会の承認を得て予算が付けば業者に委託をして何十日以内に成果品が上がってくる。その今後の作業の流れの中で調整会議というのもあるようですし、これは委員とそれから委員会委員と執行部と業者と集まって調整会議をしていく。ですから、ある程度その中で、これはあくまでも執行権をもっている執行部としての考え方なり、そういったものも入ってくるだろうと思っています。ですから、私は基本的には、やはりこの調査業務をお願いする中で、成果品が上がってくる、そのあたりの議論もちろんあるわけですが、それが上ってきた中で委員会としてこれを了とするのであるならば、今後については執行部が主体となって、基本計画なり、あるいは基本設計になるというふうに私の頭の中の今後の日程と言うか、スケジュールを考えています。ですから、議会で、上田委員が言われるように、市長も言っていたんですけども、議会で基本計画案のようなものを作って、それを執行部サイドにとりあえずのところまではする必要はないのではないかと、私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 その他の委員の方でありますか、発言。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 上杉委員と全く同じ意見でありますけども、私も今回の調査業務で、1つの提案された案が示されて、当然その概算事業費についても確認がされるということになりますから、これをもってして次の段階というのは、やはり執行部が1つの方法としては、基本になるこういう考え方以上のものをプロポーザル等で提案を受ける。そういった中から委託業者を、選定をしていく。そこからやはり私は執行部がそういったものを、新たな提案以上のものがあ

れば、それをベースにしながら組み立てていく、これはもう正に執行権であろうと思います。そういう段階になればやはり執行部の方は、当然関わっていかれるわけですし、それとこの調査業務についてもやはり中身の確認であったり、我々素人には気づかないような部分でのいろいろな疑問点についても、当然執行部とも絡んでいただいて、議会事務局だけではなかなか難しい部分もありますので、そういった作業をやる中で、我々委員会の方には何回かの確認作業なり、相談をするような時間が設けてありますから、こういう進め方をしていくというのが、私は基本だろうと思いますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前回でしか、前々回でしたか覚えてないですけども、委員長の方から宿題というか、その言い方が妥当かどうかはわかりませんが、そのようになんか言われてたんじやないかなという気がしているんですけどね、これが私の認識違いだったらあれですが、その宿題として振られていることであれば、当然出てきてしかるべきものであると思いますので、必要だとか必要ないとかということではなくって、やはりそこは執行部が答える責任は私はあると思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 今、上杉委員から、湯口委員もおっしゃった、上田委員もおっしゃったとおりでね、むしろこの調査特別委員会で基本計画を立てるなんて、これは法的にも実態的にもしてはならないことだと思っていますのでね、私は。だから、早くそこになれば執行部が、今、湯口委員がおっしゃったように、おそらく次のステップではプロポーザル等によって、よりいいものをよりアイデアを出していただくというふうな段階に入るんだろうと思いますけどね、そういった中で、この委員会になるのか、新たな建設委員会になるのかわかりませんが、議会にも相談かけたいから1つどうでしょうかということはあるとしても、もう基本計画なんて、もう執行部の段階というふうに明確だと私は思っていますので、あえて同じようなことですけれども、述べさせていただきます。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっき上杉さんや湯口さんが言われたような形で、出せばいいのかどんなかという確認ですよ。ですけど、今頃、最初に市長は議会に基本計画に近いものを出してほしいというなんか責任を議会に振っとるわけですね、議会に。僕はそういうふうには受け止めとるんですよ。そこまで言われるんだったら、どういったところまで議会に求めておるかということ僕には聞きたいんですよ。だから、さっき上杉さんや湯口さんが言われたように、議会としてはそういった形、今、上杉さんや湯口さんが言われたような形できちりそこまで出すべきだということに僕も思っています。基本計画のようなものを議会が作るという、そこまでの責任と言うかあれはないと思うんです。ですけど、常に市長が言われている、執行部の考え方も議会の方で、住民投票議会が責任をもって出したんだから、それで結果的にそういったものが出たんだから、その責任において、基本計画に近いものを議会として出してほしいということをおられるからね、そのことを確認ですね。だから、どこまで議会に何を求めているかということをはっきり、これからの議論をしていく中で、そのことが必要なんですよ。それをして

もらわないと、やはり前に進めんというか、あえて仕様書の中身に入るまでにそのことをお訊ねしているわけですよ。ちょっと見解を述べていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、それぞれの委員の皆さんから御意見を聞かせていただいたわけでございますけれども、この基本計画的な方針という言葉が非常に曖昧だというふうに、私自身もそのように受け取っております。基本計画的なということは、基本計画ではないということだろうと思います。じゃあ、それが基本方針のようなものなのか、あるいは基本方針と基本計画との間のものなのか、やはりこのあれですね、その計画を練っていく段階は、例えば建設の金額なんかにしても非常に、まだ設計にも入っていませんから、きちんとした数字は出てこないと思うんですけども、現実住民投票というものを市民の皆さんに提案をして、言わば20億の工事費で3点セットというものを提示し、そして審判を受けたと。金額も入っているわけですよ。ということになると、言えば住民投票にかけた中身というのは、基本計画に踏み込んでいくような内容まで、市民の皆さんに提示をしたという側面もあるわけです。金額まできちんと明示をしてということですね、ということであるならば、やはりこの特別委員会で議論をしていく中で、議事整理をしていく中で、やはり市当局が考えておられる考え方、それをすべて我々独立した特別委員会がそれを100%受けて、結論を導き出すというものではないと思います。これは特別委員会の委員の皆さんの御意見を聞く中で、特別委員会としては、この点とこの点とこの点をきちんと整理をして、執行部に提案をしようという形が出てくるんだろうと思いますが、あまりにもそういう議論をしていく上で、特別委員長を拜命をしております、例えば、今日の議論になってくるんだろうと思いますが、仕様書の中身についても市当局の考えを聞かしていただく中で、判断できることもあるのではないかとこのように思う点も、思いもあります。

それから、そういうような意味合いで、過去の特別委員会においても、箇条書きでもいいので具体的に提示がほしい、提示をしていただきたいということを要請しておりますけれども、まずはこの20億の3点セットの検証が一番最初に急ぐことであるということで、その審議経過を見守りながら、対応させていただきたいというようなことで、未だに出てきてまいりません。そういうことで、従来は市民の安全安心を守るために1日も早く、災害に備えて対応しなければならんということで、新築の事業推進を図ってきた市当局の経緯もあるわけですから、また、住民投票条例案の中にございますように、その投票の結果については、市長も議会もその結果を尊重しなければならんという条文も入っております。この精神から言えば、今の鳥取市の対応は、特別委員会の審議の経過を待っておるとい、言え待ちの状況ではないのか、姿勢ではないのかという気持ちを持っております。そういう点では、私も市の消極的な対応を了とはいたしておりません。

そういうことで、今日も委員の皆さんから意見を聞かせていただきましたけれども、意見に違いがあるかと思ひますし、特に上田委員の方から、やはり具体的なものを提示をしていただきたい、それを1つの参考として特別委員会の審議に結び付けていきたいという思いの提案でございました。そういうことも踏まえて、もう一度執行部のお考え方を委員の皆さんの前で、明確にお答えをいただきたいというふうに思ひます。羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。私の方から考え方ということで、詳細につきまして、また亀屋局長の方からも話をさせていただきますが、まず基本的な考え方でございますが、議会と執行部、以前も申し上げましたとおり、同じベクトルの方向で進んでいるということで私どもも考えておりますし、議会の方としてもそうやって考えていただきたい、執行部と議会は同じような、同じ方向性でこの耐震対策については向かっている、庁舎整備については向かっているということでございます。また、基本計画的なものということで、その言葉がちょっとファジーだということではございますが、考え方といたしましては、上杉委員おっしゃられました、また湯口委員さんもおっしゃられましたような考え方ということで、同一だというふうに思っております。議会の方で、ただいま特別委員会の方で検証作業、これが続いている中で、そこで出た結論、それを踏まえて私どもとしては、バトンタッチを受けて向かっていきたいというふうにも考えておりますので、ただ、特別委員会が立ち上がって検討が始まっておりますので、それのお考えということを経行部としては最大限優先し尊重させていただくということで、現在は特別委員会での動きというものを、動きを私どもも一緒にこうやって参加させていただいておりますけども、そういった動きということを優先して考えておるのは間違いございません。それがまた消極的というふうにとられるのはちょっと心苦しい面もありますけども、冒頭申し上げましたように同じベクトルを向いて同じように一緒にやっというところは考えておるところでございます。上杉委員もおっしゃられましたように、議会の責任で市民に示すものを作るということのが特別委員会の役割というふうに私どもも理解をしておりますので、そのできあがったものを私どもがバトンタッチを受けてやっという考えでおるところでございます。もうちょっと補足は亀屋局長にしてもらいますので、考え方としてはそういう、市としてはそういう考えであります。

◆橋尾泰博 委員長 はい、亀屋整備局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうしましたら今の補足でございますけども、今回どこまでをということで、御提案ありましたけども、この今現在特別委員会の中では、原案に対しまして調査を行って中身の考え方を確定していくと、内容についてですね、そういった業務をやっておられますので、そちらの計画条件こういったもの等を明確にさせていただきましたら、今度基本計画を立てるにあたりましての基本となってきますので、そのレベルまでを固めていただいて、整備の方針こういったものを示していく、この時点で行政の方は取り組んでまいりたいと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。再度確認をいたします。今、お二方から説明を聞いたわけですがけれども、言えばこの2号案の検証ができれば、市当局に提案をし、お渡ししてもよろしいということですね、ということですね。そこまでが我々の今協議している範疇だということですね。はい。よろしいですか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっとなんか今のやり取りで、皆さんわかったような顔をされているんですけど、私ちょっと全然わからなかったんですよ。結局、今議会がやろうとしている検証が終わればバトンタッチ、引き継ぎますよという話ですよ。だから、そのいったい何がはっきりしたらできるのかというところが全く説明ないわけじゃないですか。何を明らかにするために

検証するのの中身がわからないのに、そんなあやふやな議論をやり取りしていたって意味がない。そこをずっと言っているわけじゃないですか、違いますか。それが箇条書きにしてお出ししてくださいという中身じゃないんですか。私さっぱりわからないんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。すいません。その伊藤委員さんおっしゃられる、その部分をこの特別委員会の中で決めていただくということだというふうに私どもは理解をしております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それはそう言われると思います、議会でやると言っているんだから。だけど専門家じゃないのにわかんないですよ、私。執行部にバトンタッチができるような中身をしっかりと揃えていく、その、何て言うかな、それに向かっての仕様書という、この後の議論に入られるおつもりなんでしょうけど、本当にその素人集団が何をできるんだろうかというのを再三言っているわけじゃないですか。それと湯口委員さん、先ほど、議会が踏み込んでしまったので、それがなければ今回このようなことはせずに済んだということをおっしゃられましたよね。それで、私も同感なんですけど、なぜ議会がやらんでいいことまで踏み込まないといけなかったかというそこですよ。そこを明らかにしないと私はいけないと思うんですよ。それは市が悪いんですよ。市の責任なんです。結局、新築の案は市が進めていました。だけど、流れの中で住民投票やると、対案がいるということになって、その対案を議会で作ると、そこで議会がやっぱり作ったら駄目だったわけですよ。本来だったら、新築案も耐震改修案も両方が作ってあればこんな混乱にはならなかったわけですからね。だけど、頭ではおそらくわかっておられるんでしょうけど、それをはっきりさせずに物事進めようとしているので、やっぱり途中で何かおかしいことになってくるということを私は言いたいんですけど、ちょっと戻りますけど、その検証のこれが済んだらバトンタッチして市が引き継ぐと言われましたけど、私、何回目かのときに、どういったところまで市が考えておられるのかと、基本計画に匹敵するような中身ですね、それをお聞きしたときに、答弁いただきましたよね。それで、その中で、結局実施可能な、実現可能なものということだったわけですよ。だから、今当局としては、今ここで出ている住民投票にかけた3点セット、これは実現不可能だという認識でおられるということですよ。そうやってあえて言われるというのであれば。

◆橋尾泰博 委員長 はい、羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。実現可能か不可能かということはさておきまして、正にこの特別委員会での議論がその1点だろうというふうにも思っておりますし、素人集団でというふうにおっしゃられますが、この今日のこの作業の流れの中でも、議会の特別委員会と執行部と一緒にやって業者が決まればですけども、何回かに分けて、こういった検討、業者と3者が一緒になってこの中身について詰めていくという作業も行うわけですから、特段問題はないというふうに思っておりますし、新築を市が進めていたというふうにおっしゃられますけども、第1次、第2次の特別委員会、そういったものも踏まえて、議会と一緒に市が進めていたというふうに思っておりますので、ちょっとそこところは訂正をさせていただきたいと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 伊藤委員の今の発言は、私は全く理解できない。理解できない。伊藤委員はこれをどうされようとされているのか、従来のように執行部に全部丸投げして、元に戻ってやれと言っておられるのかどうなのか、そのあたりの話ですわ。今、委員会でここまで話をいろんな議論があって、いろんな思いがあって、委員会の中でもいろんな考え方がある中で、議会の説明責任としてここまでたどり着いたところであります。これを伊藤さんは、じゃあもういっぺん白紙に戻して、今度最初からせえ、あるいは執行部に全部丸投げしてやれと言っておられるのか、私には全くその今の発言は理解できない。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前回か前々回か言いましたけど、通常の行政のやり方でやってくださいと私は言っているだけなんです。それだけです。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと議事整理をさせていただきます。伊藤委員の御意見を聞かせていただいております、決して全てを市当局の方に丸投げをするということではなくして、従来のように特別委員会と市当局とが協調しながら、キャッチボールをしながら計画を煮詰めていく体制を早く作っていただきたいという思いでの伊藤委員の発言でありますし、それについては今日もちょっと議論になりましたけれども、基本計画的な方針というような言葉でずっときておる、それが今日の議論の中で、20億3点セットを検証していただくことが重要であり、それが次の基本計画に向かっていくステップなんだということを執行部の方から明確に御答弁もいただきました。委員の皆さんもその線に沿って議論を進めていこうという意見が大勢を占めておられると思いますし、伊藤委員の話も、決して元に戻る話ではなくして、早いこと従来の市当局、地方自治体を預かる両輪の核でありますから市当局と議会は、その両輪が協調して進めていく体制を早く作っていただきたいという思いから出た言葉だと思いますので、まだあるかな、はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 結局、市民の方が見ててわからないのは、どうして市がやらないんだということなんです。そこの説明が、議会としてちゃんとできてないということなんじゃないんですかね、その中身に入ったような話でわからないって言うんじゃないかと、この耐震改修をするっていうふうに住民投票で出た結果を進めていくということまでは尊重するというところで、耐震改修でやっていくということ市長が言われたわけですね。だけどその後の進めかた、それを市民が見ていて、わからんといっているわけですから、そこをちゃんとはっきりさせないと、繰り返しますけども、中身の20億の説明責任だけを果たしてくれて言われているわけではないということですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 伊藤さん、我々議員は確かに素人ですけどね、素人がいつもジャッジメントを下しておるわけですよ。ジャッジメントを下すための材料をですね、今回は調査特別委員会という中で知見の活用をするってということなんです。なぜその執行部がやらないのかということ再三おっしゃられるけども、これは議会が示した案なんです。その議会が示した案を意思伝達をするために、知見活用をして内容を確認して執行部に対してもあるいは市民の皆さん

に対しても伝えるということですよ。こういう我々の考えかたなんですよということを。だから、我々がやらなきゃいけないということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 これは今始めて言われていることではないと思うんです、これまでも幾度か言われているんですけどね、結局、じゃどんな中身を具体的に今回のこの検証でね、確定しようとしているのかっていうところですよ。どうしてその住民投票が終わった時点で、住民投票にかけた中身で、執行部にバトンタッチができないのかっていうその説明がないっていうかね、どうしてできないのか、渡せないのか、そこですが。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは議事整理させていただきます。わかりやすく言えば、本来住民投票条例案を検討されておりました検討委員会、1号案、2号案、これをまとめられた議長並びに各会派の会長で構成しておりました委員会でありますけれども、ここでこの2号案の20億の中身が検証できておればよかった案件であります。それが、言えばこの特別委員会の中でも20億の金額は認めただけども、20億の工事費の中身については議論をいたしていないというところでの、今の検証作業に入っていくかざるを得ないというのが現実のところだというふうに思います。ただ、条例案をまとめるまでのこの20億という意味合いと、20億を議会全体で議決をし、住民投票条例案として市民の皆さんに議会として責任をもって提案をしたという、この議決の重み、責任、これも我々議員が認識しなければならないことだろうというふうに思います。この狭間の中で、では市民の皆さんが選択された耐震改修案をいかにこの20億の工事費で良い計画、工事に仕上げていくかっていうのが、我々特別委員会の責任だろうというふうに思っております。

そういうことでございますので、伊藤委員に申し上げたいと思いますけれども、今日も執行部の方から先ほども確認を取りましたように、基本計画的な方針というのは、この20億の検証、これが最重要課題であり、ここをまずクリアしないと次の基本設計のステップに進むことができないというようなことを明確に御答弁いただいたわけでございますので、特別委員会として次のステップにいくためには、次の今の議題になっております耐震改修案等の検証かかる仕様書の中身についてどのような調査業務を依頼するのか、委員の皆さんで協議をしていただく中で、きちっとした仕様書に仕上げたいと、このように思います。いかかですか、よろしいですか。はい。この件については、最後の発言にさせていただきますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと1つ確認だけさせてください。第9回の委員会の際にその団体意思のことで回答をいただきまして、議決は団体意思になるんだということで、それで、住民投票条例の第16条には結果を尊重しなければならないということで、結果の受け入れは議決による団体意思の決定ではない、尊重するという文言は団体意思だけれども、それ以上のものについては団体意思の決定ということはこの条例からは読み取れないということで、だから条例に基づいて住民投票の結果が出たことによってイコール市がやるべきことっていうことは、条例からはそこまで読み取れないっていうことを言われたんですよ。結局そういうような解釈が許せる住民投票条例だったということですかね。ちょっとこれは議会の名誉にかかわるなと私は思ったんですよ。住民投票条例は議会が作りましたので、そういうような解釈が許せる条例

を議会が作ってしまったのかしらと。そこはどうなのでしょう。

◆橋尾泰博 委員長 伊藤委員から御意見をいただきましたけれども、言えば委員の皆さんの思いは、議会として住民投票条例案を提案をした責任がございます。その中で、この第2案の検証をするまでは特別委員会に責任を受けたくないといかんということの認識の中で、今日までの議論、経緯になっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。それでは、今一度本日の耐震改修案等の検証にかかる仕様書について、議題といたしたいと思います。これは執行部の方から説明してもらおうか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 すいません。仕様書の中身に入るまでにちょっと、今までも議論して話や確認はできているというふうに思いますけども、再度ちょっと確認したいことを1、2点お話をさせていただきたいというふうに思います。仕様書をして業者に委託をするということですけども、その中身を確認というのは、今までも上杉さんから若干話があったわけですけども、この20億の金額の問題を基本3点セット、住民投票にかけた3点セットが、結局かけた20億というものが基本であるというかたちで委託をしていかないとだめだというふうに僕は思っておるんです。ですから、これはやはり縷々お話があったように議会で住民投票条例を作って、それで、市民の判断を求めて耐震改修一部増築こちらが市民の判断の結果として出た。それを我々議会としても尊重していくというかたちになっておるわけですので、委託を出す3点セット、これがその上紙さんから若干どうなってもいいじゃないかという話もありますけども、いやいや、1割、2割増えてもいいじゃないかという話ありますけどもね、その増えること自体に僕もやぶさかではないですけど、ただ3点セット、耐震、増築それから駐車場、この3点セットの基本的なものはやはり20億だということをやはりこれで委託をするというかたちの委員会としての確認を僕はさせていただいて、その後やはり仕様書の中身に入るべきじゃないかという思いがしております。

それから、もう1点はこの委託をするのに今690万だかという数字が出ておるわけですけども、やはり市民の中では無駄使いをしたらいけんという思いがあるわけですので、この690万が次の基本計画そういったものにつながるような資料中身を作っていくということは、これは極めて大事なことだというふうに思っていますので、ただ確認をしてそれが次のステップにつながらんような資料にならないようなかたちでの委託をしっかりとしていかなきゃいけないかなということをちょっと申し上げておきたいというふうに思います。それから690万が高いか、安いか向こうから言われた数字ですから、それなりに受止めているんですけどね、これが高いか、安いかということが僕らにはちょっとようわからんというか、判断がつかないわけです。当初新築移転の基本計画、あちらの方が基本計画は確か700万ぐらいな予算だったですかね、700万ぐらいであれだけの基本計画を出しておるわけです。それと比較してこちらの3点セットのものの確認の作業が690万が高いか、安いかということが、この辺が僕は判断がつかんもんですから、その辺ちょっと執行部に聞いてもわからんでしょうけれども、この辺がどうなのかなというちょっと思いがしております。金額についてはその思いがしておりますけれども、最初、この委員会として確認をちょっととっていただきたい、仕様書の中身に入って委託、具体的な委託というかたちの作業に入るまでに、3点セット住民投票で示して結果が

出た、それを我々としても尊重して、やはり 20 億というものをきちっと踏まえて委託を出すというこの確認をちょっと取っていただいて、次の作業に進んでいただきたいなというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、上田委員の方から、住民投票に提案をした 20 億の工事費の 3 点セット、これが基本であり、これを基本ベースとして山本氏案である 3 点セットの積算を業者に委託をしていただきたい。当然の御意見だろうというふうに思いますし、またこの業者に調査業務を委託する成果品が、次のステップである基本計画あるいは基本設計の方につながっていく調査業務でなくてはいかんという 2 つの御提案をいただきました。この点について、委員会で意思統一を図っていただきたいという提案もございました。今、上田委員の方から提案をされたこの 2 点のことについて、委員の皆さんでの御意見がございましたら頂戴をしたいとします。どなたからでも結構でございます。

◆**伊藤幾子 委員** すいません。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、伊藤委員、

◆**伊藤幾子 委員** ちょっと仕様書の中身に入る前にということで上田委員の方から話がありましたが、それについていうならば、この後で説明があるのでしょうかけれども、前回いただきました仕様書と日付が違っている部分があるんですね、今日いただいている部分でね。そうしてくるとちょっとどう、それとそうなるのと、前回いただいた 10 社だかあるような資料がありますね、あれがちょっと関係なくなるというか、意味がなくなってくるのではないかなと、あくまでも、前回の仕様書に基づいての上位 10 社といった話だったのでその取り扱いというか、それについてちょっと最初に説明いただかないとちょっとわからないです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。そうしますと、最初にこの調査業務の仕様書の案、今日仕切り直して議論をしていくわけでございまして、前回の特別委員会が 8 月 6 日の開催でございました。この鳥取市議会も、9 月の定例の市議会もでございます。そういう日程的なことも勘案をして、今日です、この調査業務の仕様書の案を提出をさしていただいております。まず最初に、事務局の方から説明をさしていただいて、そののち、もう仕様書の中身の議論に入っていますのでその折に協議をいたしたいというふうに思います。その前に上田委員がおっしゃった 2 点の提案は、これは基本的な考え方、そこに基づいて仕様書の発注、あるいは調査業務の発注をするべきではないかという提案でございましたので、そのまず基本的な合意と言いますか、考え方について委員の皆さんから御意見をいただき一本化してまいりたいとこのように思います。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 20 億 8,000 万円これを基本ベースとして委託するという事は、まさに私もそういうことだというふうに思っておりますし、1 割増えるか、1 割 5 分増えるかというような議論がありましたけども、基本的にはやはり 20 億の中で 3 点セット、これをしっかり積み上げていただくということだというふうに思っております。それから、これは仕様書の内容にも入るだろうと思います。業務内容の中を読ましていただければ、ある程度のここにあるような図面であつたり計画、概算の積み上げであつたり、それから設計管理費の算出であつたり、期間の想定であつたり、そういったものも出て来るようですのでその条件の中にですね、そんな

れば出た成果品は、いわゆる基本計画の、要するにたたき台、素案というか、そのあらになるようなものは、これは出てくるんじゃないかということは、これの中で読み取れるというふうに思っております。

それから690万円が高いか、安いかっていう話ですけれども、これは例えば鳥取市が業務提携なり業務委託する場合の日当であったり、それこそ概算であったり、調査業務の処理費用って言いますかね、そのあたりの分に即してそれは執行部サイドの話でしょうから、東京の業者ですからこちらの方に現地のそれこそ調査等々で何回かこちらの方に来てというようなこともあるだろうというふうに思います。ですから、旅費であったりそういったものが踏まえてありますので、これは690万については鳥取市のなんと言いますか、基準の費用って言いますか、そのあたりのことについての積算をして、そのあたりである程度、例えば690万がもう少し、市の積算からすればもう少し安くなるのかどうなのか、これが委託ということで、向こうから出た数字なのか、こちらから出させた数字なのかちょっとわかりませんので何とも言えませんが、そのあたりは執行部サイドの方と調整する中で、金額についてはある程度減免というか、減らせるようなことができるのではないかなというふうには私は思います。これはあくまで推察です。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、2点については了とするというお話でございました。その他の委員のかたで、はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私も先ほど上田委員のおっしゃった内容については同意をするものであります。まず、2点目の委託料690万、多額の予算を投じて委託料を支払っていくと、これが基本計画につながっていく、これはやはり当然だろうというふうに思うわけです。1点目のこの中身の確認ということですが、この業務仕様書の業務内容にもありますように、まずは内容が多くのこの特別委員会の時間を費やしてようやく中身というものが固まったわけでありまして、ここの(2)に書いてあるように、根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ、これを基本として委託に出すということだと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、そちらの方ありますかいな。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 同感です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 意見と言うことなので、私は検証、こういうことを出すこと自体には賛成はしておりませんので、それは述べさせていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは事務局の方で仕様書の説明をしていただけますか。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。事務局の方で説明をさせていただきます。これ、前回お配りした中身の相違点を言えばいいでしょうか。最初から言えばいいでしょうか。はい、わかりました。それでは、調査業務の仕様書ということで、鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査業務仕様書ということで案ということで今日は資料を出させていただきます。一般事項といたしまして業務名であります、業務委託名、鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案（以下「耐震改修及び一部増築案」という。）に関する業務委託ということでございまして、

業務の目的でございますが、本業務は住民投票で選択肢として耐震改修及び一部増築案の計画条件、工事項目でありますとか、及び概算事業費の調査を行うことを目的とするということでございます。委託期間でございますが、本業務の委託期間は契約の日から平成24年11月9日までとするということで、前回お配りした分では9月の28日というようなことで案を作っておりました。これは前回の特別委員会の段階での契約をするというような分を考えておりました分です。この度、これから実施に向かっていくということになりますと、途中、9月定例会とかございまして、実質、協議の時間がちょっと取れないというようなことがございましたので期間を延ばさせていただいたというところでございます。

それで、4番目が業務の処理ということで、受託者の業務ということで、受託者は本業務を遂行するに当たり関係法令及び当仕様書を順守するとともに、鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の意図及び目的を十分に理解した上で適正な人員を配置し、これを行わなければならない。（2）機密の保持、受託者は業務中に知り得た内容について第三者に情報を漏洩してはならない。

第2章で業務内容でございます。1としまして、耐震改修及び一部増築案についての調査ということで、耐震改修及び一部増築案について次の事項を調査する。（1）計画条件、概略図面などの作成、（2）根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ、（3）設計・監理費の算出、（4）設計及び工事に要する期間の想定、（5）上記業務遂行の上で特別委員会の判断が必要となった場合の該当内容及び資料1の提示と。資料1の提示で、特別委員会が議論し、方向を定めるために必要な資料ということでございます。（6）上記業務遂行に必要な現地確認、特別委員会等への出席ということで、また後の方で説明いたしますが、第三者機関との協議の段階で特別委員会ではない、そういう打ち合わせ会というようなことにも出席というようなことがございますので、等というようなことで明記させていただいております。

なお、調査に当たっては以下の点に留意すること。現地の状況をよく理解、確認したうえで、公平公正な立場で適切に調査を行うこと、（2）特別委員会は業務に必要な資料の提供等、業務の遂行に協力するものとする、（3）業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、速やかに特別委員会と協議の上、解決を図るものとするというような中身になって、受託者は、調査検討内容をとりまとめた報告書を履行期限までに提出しなければならないと。（2）成果品提出数量としましては、報告書A4判を10部それから報告書PDF及び加工可能な形式を1式ということでございます。（3）成果品の帰属ということで、成果品の管理及び権利の帰属は、すべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならないということでございます。以下は耐震改修及び一部増築案の概略の方で、情報提供で出させてもらった表でございます。それから3枚目になりますけれども、その他耐震改修及び一部増築に関する参考資料といたしまして、特別委員会でのこれは資料ということで、1つ目が耐震改修及び一部増築案に関する山本浩三氏の提案内容ということで出されたもの。これは第5回の特別委員会のときに資料として出させてもらった分でございます。それから、鳥取市議会から山本浩三氏への質問及び回答というようなことで、質問と回答を並列で並べて資料として作っていただいた分、第7回の特別委員会の資料として出させてもらっております。それから、3つ目が耐震

改修及び一部増築案についての建築工事概要ということで、第8回の特別委員会のときの資料ということで提出させていただいております。このようなものを参考資料としてつけるということでございます。

それから、今日、横長の分で調査業務の作業の流れというようなことでつけております。横の方の並びとしまして、委員会等、その下が確認事項、あと、下、流れというようなことでしております。委員会の方としましては、まず、流れの方でございますが、当初は計画内容の整理ということで計画内容の中身の確認というような作業をしていきます。これにつきましては調整会議というようなことで委員会の名前を作っております。第三者機関と委員会とが計画条件の確認をしていただくというのがこの時期になります。それから、真ん中辺になります。案の調査というようなこと、報告書の作成、追加というようなことで真ん中の方に出しておりますが、ここで特別委員会を開催しまして、その前段階で調整会議等で内容の確認をしたものにつきまして特別委員会で計画内容の確定というような段を踏みます。これで両者が同じ情報を持って計画内容というのを捉えるというような段階になります。

それから、次に特別委員会がございまして、これは調査報告書の中間報告というようなことで、第三者機関の方から中間報告というかたちで出していただいて内容の確認等をしていただきます。この時点での報告というようなことになると思いますが、次に、また特別委員会、その後になりますけれども、調査報告書案の提示というようなことで、これは報告書ということではほぼ完成の分の提示というようなことで出します。ここの分でも委員会の方でいろいろ協議をしていただく段階になるかと思えます。最後に調査報告書の納品ということで、完成した報告書の納品というようなことでございます。それから、一応下の方に注意書きのようなかたちで1、2、3、4というようなことで出しておりますが、今回は委員会で報告書を作成していただく段階で、先ほど言いましたように第三者機関、業者と書いておりますけれども、ここと協議を十分に行った上で課題の整理でありますとか、計画条件の確認というのを重々共通認識のもとに作成していくというようなことでございます。それから2番目にその前段階のときに、第三者機関と特別委員会との内容確認ということでやり取りをしなくてははいけません。そういう場合は特別委員会というかたちではなくて調整会議というようなかたちをさせていただくというようなことでございます。はい。

それからもう1枚資料が横長の方で作っております。調査概略スケジュールというようなことで出しております。これは、先ほど言いました9月定例会がございまして、その関係もございましたので、期間として幾分ちょっと長いようなものになりますが、こういう実質的な計画というようなことを事務局の方で案ということで作成しております。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今事務局の方から調査業務の仕様書の案について説明をいただきました。委員の皆様がたの方で御意見等がございましたらお願いをいたしたいと思えます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 事務局次長の方にお聞きしたいんですけど、委託期間これ11月9日までですよ、この仕様書案ですけども、この概略スケジュールの方は11月の5日になっているんですけど、これは間違いではない。確認をお願いしたい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 納品等からちょっと余裕を持ったと言いますか、一応認識の上で期間を設定いたしております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 細かいことをお訊ねして恐縮なんですけども、第2章の1の(2)に、根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ、これ一番重要な部分だろうと思うんですけども、これについて根拠資料というのは何を根拠資料だというふうにするんだっていう説明がこの中にはないんですけど、例えばはぐったところに、一部増築案の概要とか、最後に書いてございます参考資料を指すのか、口頭でお話になればいいことかもしれませんけども、根拠資料に基づいた建設費の概算の詰め、根拠資料というのは何を指しているのか、ちょっとこの辺はつきりさせた方がいいかなという感じもせんでもないんですけども、よろしければ結構ですし、お願いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。これはもう専門的になるんで、どういうことが想定されるのか、誰に答えてもらおうかな、次長かな、はい。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。根拠資料って言いますか、これ、公の基準っていうのがございます。こういうのは国の基準等というようなこともあると思いますけど、公の基準というようなことを含めまして、明快に、どこに出しても説明ができるような根拠に基づいて設計工事費を算出するというようなことでございます。

◆橋尾泰博 委員長 わかりましたかな。上紙委員。

◆上紙光春 委員 はい。その意味ならいいと思うんですけども、私が言うのは、いわゆるここまで議論してきた、今も、先ほどの皆さん合意された20億なら20億というものが根拠資料になるべきなんです。そこのところが、例えば私が申し上げましたように、次のページの概要や最後の分の参考資料、いろいろとこう御質疑をしましたところが山本先生の資料だとかっていうものを指すんだよということの意味で、私はお訊ねしとるんですが。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆上紙光春 委員 だから、事務局がお答えになっているのは、業者が法的な問題やいろいろなものの中で根拠に基づいてそれはあたりきしやりきの話だと思うんですけども、その点についてでございます、私がお訊ねしたのは。

◆橋尾泰博 委員長 はい。私が申し上げるのはいかがだと思いますけれども、この今日までのこの議論の中で、20億の工事費の3点セット、これを基本とするということは委員の皆さんのお考えも御一緒でございました。それから、この調査業務が次の基本計画等につながっていく調査業務でないといかんというこの2点については合意をいただいたというふうに思っております。ただ、その中で本来1月の末か2月のかかりに山本さんの方から提出をいただいた免震工事、それから新第2庁舎、それから半地下の駐車場、それからふれあい広場、俗に言う3点セットでございますが、これについては概算ではありますけれども、ペーパーとして提出をされ、議会で審議をした経緯もでございます。当然そういう資料、それから特別委員会の席にお越しをいただいて、その当時のパースであるとか、あるいは柱頭免震のアイソレーターを配置をする平

面図ですとか、そういう資料も提出をされております。当然そういう資料を基にして、この工事の形態で20億でできる積算をしていただくということは当然であろうと思いますし、特別委員会の中で出てまいりました各会派からの質問、それから質問回答書、こういうものを全て委託する業者の方にお出しをし、その点も勘案していただきながら、調査業務をしていただきたいというふうに思っておりますし、ただいま、事務局の方から説明をしていただきましたけれども、前回ですね、建築士協会の方に委託をいたしましたけれども、言えば契約をして成果品が出てくるまで我々は待ちの状態であったと、そういうことによって、議会で考えていた思いと成果品として出てきたものが意図したものではなかったという大変大きな反省もございまして、今回の場合は、業者のかたに特別委員会に5回出席をしていただいて、その中で、ただいまのような確認事項も含めてこういう点をきちっと調査をしていただきたいとかということの、先ほどの説明の中でございました計画条件の確認、計画内容の整理というところに入って行くかと思っておりますけれども、そういう議論を綿密にさせていただく中で、この第2号案をきちんと検証したいという思いから、このような仕様書にさせていただいております。ということですから、上紙委員さん、契約が済んだ折にまた業者がこちらにまいりますので、そのときに、各委員の皆さんからそういう細かい点も含めて仕様書の場合ですから大変大卒の記載になっておりますけれども、実際の調査業務にあたっては細かい部分まで業者とキャッチボールしながら調査業務を固めていかないといけないと思っておりますので、その折の議論になってくるんだろうというふうに思います。はい、上紙委員。

◆**上紙光春 委員** わかりましたし、それで結構だと思うんです。ただし、一番これは重要な部分ですんで、根拠資料とは次の資料をいうってというようなものが、こういうものがやっぱり挙がってきて然るべきと感じたもんですから、それ以上結構ですから、今後しっかりと詰めるということでしたら。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。前田専門監、次長から答弁いただいたんですけども、それ以外に根拠資料としてなり得るものっていうのは想定されるもん、他にありますか。はい、前田専門監。

○**前田喜代和 庁舎整備局専門監** はい。そうですね、国が予算を立てるときに、例えば建物を作るときに国としては官庁施設の質的な水準を統一的に確保するというような目的で標準的な建物の工事費単価というのがあるんです。新営予算単価と申し上げますけれども、それに基づいて国はこの建物は幾らかかるという予算計上をするというのがございます。その他にも例えば大手の設計事務所で別のノウハウを持っておるかもわかりませんし、それから、独特なやり方もあるでしょう。そういうことで、公の基準と、皆さんに公に発表出来るものを作ってくださいという意味ではないかなというふうに思います。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。細かいことは先ほど上紙委員からの御指摘のように、計画条件の確認、内容の整理の2回の業者との協議がございまして、3回目にその計画内容を向こう、業者の方でまとめていただいて、また提出をいただく。その中で、この特別委員会でその内容を確定をするという、言えば、3回にわたる確認する機会がございまして、その後には中間報告あるいは調査報告書案の提示、こちら辺での調整もできるかと思っておりますので、その折に、特別委員会の委員の御指摘をいただけたらというふうに思っております。その他、

仕様書についてございますか。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今の上紙委員の方から、先ほど私も触れました根拠資料ということで御意見があったわけですが、これは委員長と事務局に確認ですが、今後の日程の中で調整会議、仮称でしようけども、この調整会議が日程の中に盛り込まれる中で、その委託先からこの根拠資料が乏しい場合に、この調整会議で、その協議の中でさらに資料を、根拠資料となるものの提出を求められる、そういう可能性もあろうかと思いますが、それについては、この委員会の中で確認をしておかないといけないと思うんですが、ちょっとそこ、確認させていただきたい。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、桑田委員の御指摘でございますけれども、言えば、業務内容の中の5番ですとか、6の上記業務遂行に必要な云々の中にございます(2)でございますか、(2)、あるいは(3)に関連をしてくる案件だろうというふうに思いますが、業者の方が資料提供を求めてくるということで、協力しなければということになっておりますので、当然協力はしてまいるつもりでございますし、これについては、当然特別委員会だけで対応できない部分もあるかと思っておりますので、この点については市当局の方にも全面的な協力をお願いをしなければならんだろうということも起こり得るといことは、当然想定されると思っておりますし、我々の任務は、この20億の工事費でこの3点セットをいかに良いかたちで仕上げるかということが使命でございますから、それに対する事業推進については全力で取組んでまいりたいというふうに思っておりますし、委員の皆さんも同じ思いであろうというふうに思っております。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 今、上紙さんから根拠資料の話が出て、それと前田専門監や事務局の方でちょっと説明があったのと、僕は若干ちょっと認識が、僕は根拠資料というのは、やはり20億というものがこの特別委員会、さらには住民投票で決まった。その根拠の基本的な考え方の、20億という考え方っていうものを次のページに出ている、この比較検討表である程度出ておる数字、それから、山本さんから示した数字、やはりこれをやっぱり根拠に検討をするんだらうというふうに、するものかなというふうに思っておるんですけども、さっき言ったように何か、国の示しておるものを基準に根拠に計算していくというふうな、その辺がちょっと引っかかっているんですけども、うん。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。私は事務局とか、専門監の方に聞きましたら、今日の特別委員会で基本的な2点の項目については合意をした。それは当然基本になって調査業務をしていくわけですが、根拠資料にという言葉の中に、どういうものが他に想定されるのかということで国のあれだとかというのは話が出てきたんですが、当然それも資料の1つにはなるんだらうと思っておりますが、基本は今日まで、議会側で進めてまいりましたこの2号案、これの20億3点セットというものの検証が、基本であるのは当然でありますし、そこを明らかにしないと、次のステップに行けないということの各委員の共通認識であろうと思っておりますから、今上田委員がおっしゃったことが、一番重要な調査事項であるというふうに考えております。他の委員のかたでありますかな。はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** ちょっと今話を聞いていて、やり取りを聞いていて、1つちょっと疑問に思ったのは、これまで山本氏に来ていただいたときの説明で、実勢価格と設計価格でしたっけ、二通りのお金の出し方でその金額の開きというか、そういうような議論があったかと思うんで

すけども、私が今話を聞いて理解をしている状態と言えば、結局実勢価格でやれば、今の20億というのはそれで計算したって言われていたので、そういうことになるだろうし、国の何か、そういう算定する、計算するやり方でやれば、当然それよりも大きくなるわけなので、そこが曖昧と言うか、そこをはっきりさせないと、何か20億の検証ということが何かすごく意味がないような気がするんですけども、何かそうやって聞いていて思ったんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 今の伊藤委員のお考え方について、お考えなにか。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 山本参考人にもその点はお訊ねをして確認をしたんですが、山本参考人がそのとき言われたことは、上紙委員の質問に答えて、どなたが設計をしても出来ますとこの金額でおっしゃっているわけですから、私はそちらの方の言葉を信用させていただきたいなというふうに、現状は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 さっきの事務局の、次長の方の説明で根拠資料というのは、いわゆる国の設計なり、あるいは建築なりのその単価基準と言うか、要するに公のそういったものを示して根拠資料に基づいたというふうに私は理解したんですけども、ですから、上紙委員が言われていたその根拠資料というのと、今事務局が、ここの中にある業務内容にある根拠資料とは全く別のもんだというふうに私はちょっと認識をしたんですけども、違いますかな。

◆橋尾泰博 委員長 はい、次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 大元になる根拠資料って言いますのは、一番最後の方に出ております特別委員会での提出された資料、これに基づいた中身であると思います。それで、あと基準等は明確に説明できるそういう国の根拠に基づく、それで算出していくというような考え方だと思いますけども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 ちょっとこの後、整理しておかないといかんというふうに思うわけで、これは、もちろん根拠資料というのは、この委員会の中での根拠資料というのは、この度の第2案号について山本事務所から出ているいろんな資料、それを指して根拠資料というかたちでの今、上紙委員さんの話があったんですけども、一番冒頭でのこの仕様書の説明の中での根拠資料というのは、建設費の概算の積み上げの単価、その大元の単価というものが、根拠資料というのは、要するに国の基準というか、そういったものを示して根拠資料に基づいて建設費の概算を積み上げていくというふうに、そういう説明であったように私は思ったものだから、だから、今ここで議論してる根拠資料と、次長が最初にここで説明した根拠資料とはちょっと別のものじゃないかということで、今それを確認しているところなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい。伊藤委員の方もおっしゃいました、その実勢価格と言うんですか、請負価格、それと設計価格と金額が違ってくるという話でございます。これは同じ工法でやって、同じやり方でやっても、設計士のかたで計算されればおのずと数字が違いうようにやっぱり、ただ、その数字がどちらが正しいという話ではないと思います。どちらも正しいんだろうと思います。実勢価格でいくら、設計価格でいくら、それはこの特別委員会の中で委員の皆さんが御了解できればいい話だろうと思います。もうこの数字というのは、いろんなステップの段階で

動いてくると思います。この概算の金額、それから次の基本設計の金額、それから実施設計の金額、それから入札して最終に決まった工事単価、全て数字は違ってくるんだらうと思いますが、その時点、時点では、それは全て正しい金額の数字だらうというふうに思っておりますので、あまりその、何て言うんですか、これから新しい提案も出てくる可能性もあるんだらうということも予見はいたしますけれども、住民投票条例案にかけた20億3点セット、これが我々が議論を進めていく、次のステップにいくための、基本のベースの金額でありますから、まずこの20億3点セットをきちっと精査をするというのが、我々の今の仕事でありますし、それに向かっていくための仕様書の検討でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 委員長がまとめられたから、これ以上どうかと思うけど、やはりこの特別委員会で議論してきた経緯がある中で、やはり根拠というのは20億、それとここに示したものが根拠だという、基本だということをやっぱりはっきり申し上げておきたいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 何かね、私ちょっと違和感を感じるんですよね。我々は、確かに住民投票に1つのプランをかけたわけです。その中身については、今後確認をしていきたいと思いますということ、知見活用ということ、第3者に、第3者に御意見を伺いましょうということですから、当然数字が変わることもあるでしょうし、それはそれとして、また出てきた数字の中で皆さんと議論をすればいいと思いますけども、一般的に建設費であったりというもの、概算費もそうですし、設計価格というようなもの、弾く基本というのは、まず工事範囲が明確にわかるかどうかということですよ。どういう工事の内容にするかということ。それに基づいて積算をするわけですよ。それは、やはり我々は補助金であったり、そういった国の支援等も受けながら事業を進める以上は、一般論としては公共建築の基準単価なり、そういう積算基準というものを基にして設計価格というものを積み上げていくわけですよ。これはやはり役所仕事と言われようが、これは基本ですよ。当然、これ会計検査にも対応しなきゃいけませんから、それなりの根拠としてはこれが1つのベースになるんだらうと思うんです。

それで、先立って山本先生のお話を伺う中で、要はそれが一致できるんだということをおっしゃられたわけですし、だから20億8,000万、20億というものを我々はできるだらうというふうに思っておりますけども、基本はそういうことだと思うんですよ。それで、一般的な基準単価の中にないものであれば、当然これは見積もりを取られたり、山本先生もそういうこともやっておられたように説明も受けておりますけども。そういった三者なりの見積もりを取られて、その中から価格を決めていかれるというような、そういったことの作業をしていくというのが基本ですので、公共基準の単価を使うということは、そういう中で最終的な金額がまとまるだらうと思いますし、それが20億で収まるだらうというふうに私は思っておりますけども。基本はそういうことですよ、と思いますけどもね。そういう意味のいわゆる根拠資料に基づいたという意味だというふうに私は思っておりますけどもね。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。この仕様書の中身について、その他御意見等がございませんでしょうか。そうしますと、さっき伊藤委員の方から日にち云々の話が出ておりましたけども、いいで

すか、その件については。前回の仕様書と日にち等が違うというような話がありましたけれども。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、この日にちが変わったことは説明ではわかったんですけど、これ、次出てくるんですかね、業者どうのこうのという。そこにちょっと関わってくるかなと思ったので、言わせていただいたんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 そうしますと、本日提案をさせていただきました耐震改修案等の検証にかかる仕様書について、この仕様書案で進めさせていただく。細かい調査事項については、業者が決定した折に業者のかたに来ていただいて、細かい調査業務の内容は委員の皆さんと議論していく中で最終的に詰めていくという手法を取らせていただきますが、よろしゅうございますか、よろしいですか。はい。それでは、仕様書については御了解いただいたものと思います。次に、3番目の耐震改修案等の検証にかかる業者選定についてということを議題にいたしたいというふうに思います。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前回の委員会のときに、9月の28日までが委託期間だということで、それに合わせて内々で打診をした結果が報告されました。それで、そのときに可能だと、その期日で行えるのは可能だと言われたのが1社だけあったと。それで、ただし、8月の20日までに開始できれば可能であると、そういうような返事だったという報告がありました。それで、それを前回聞いたわけですね。それで、今日の資料を見たら、これが11月9日までに変わっていると。それで、その変わった経緯もお話をいただきました。とすれば、前回挙がっていました10社に対しては、1カ月間ですか、ほぼね、40日かな。それぐらいで提示をしてどうかと打診をかけたわけですので、この新しい、今日議論されました仕様書でいくのであれば、前回の10社ですかね、それはもう白紙になるということになるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 今、伊藤委員の方から、この業者選定にあたって調査業務のタイムスケジュール等が、時間的に前回の40日から今回の場合約60日ですか、というような議会の日程等の関係もござりますが、そういうようなかたちになってまいったので、前回までの業者選定にあたった話は無効になるのではないかというような御意見があったわけですが、その点について委員のかたで御意見をいただけますか。湯口委員。

◆湯口史章 委員 業者を決めるやり方というのはいろいろ方法があるんだろうと思うんです。一定条件を付して、その中で1社を選ぶということも可能ですし、その後いろんな変化の中で、いわゆる最終落札者とでも言いますでしょうか、そことすり合わせの中で条件を変更することもあり得ることでしょうし、だからその日程がずれたということにおいて、じゃあ、そのものを全て無効にして再度もう1度10社お願いをして、お願いをしなきゃならないのかと言えば私はする必要はないように思いますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前回、いただいた10社、理由が辞退だとか、可能だとかという、そういうことが書かれた資料を見ていましたら、1つの所で、その委託期間1カ月でのそういうものは困難だという回答がありますので、ああ、1カ月だったら無理なんだなあと、じゃあそれ以上だ

ったらもしかしたら可能なんじゃないかっていうふうにも取れるわけですよ。今回のこれではいけば2カ月あるわけです。そしたらその業者にとって、業者側にとって本当に公平公正な何と言いますか、打診のかけられ方というんでしょうか、そうではないんじゃないかなと思ったわけです。それでいろんな選定の仕方があると、確かにここにすると決めてから後で条件が変わるということは、それはあり得ることで、別にそれに対しては通常の当然よくあるようなことだと思いますので、問題はないかと思うんですが、確定をされてない中で条件が変わった、特に期間がなんていうのは理由を書かれているところはやっぱり期間が大きな問題になっているように私は受け取りましたので、やはりちょっと前回の流れのまま行くのはおかしいんじゃないかなあと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤さんの提案でございますので、各委員の御意見も聞かせていただきたいと思います。上紙委員はいいですか。一言ずつでも。

◆上紙光春 委員 時間があれば、期間が短いからうちは出来んだという業者が何社かあれば、再度聞いた方がいいという理屈は否定できませんが。となればその分だけでも聞いてみるということは必要じゃあないですか。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。先回、1カ月という期間でという相談というか、話であったというふうなことで、1カ月では出来んという形で返事をされているところはあるということ、これはまだ確定はしてないわけですので、若干そういった気持ちがあるところがあれば、再度連絡を試みるということもどうかという思いはしております。それで、今業者選定のことなんですけども、今日ここで決められるのかどんなか、ちょっとようわからんですけども、ここにあがっているということは決められるというふうな考え方の中であげておられるのかなというふうに思うわけなんですけども、僕は、今日、仮にそれをしないというかたちで、しても今1社が出てきているということで、これ以外、それ以上ないということになれば、たぶんそこになるだろうというかたちに思いますけども、今日仕様書の中身をずっと議論してきたわけです。それで、特別委員会の中でも、ある一定の方向性が出て、こういった仕様書でいいじゃないかという委員会の中でだいたい合意というか、方向性が出たんじゃあないかなあというふうに思うわけなんですけども、これ、たいへん失礼というか、そういった思いになるかもわからん、やはりそれぞれの会派に持って帰って、こういった仕様書で発注するんだよというふうなかたちを一度報告をさせていただきたいなという思いがするわけですが。ですから業者の選定については当然1社しかないということになったらそこになるというのは決まって、方向性、考え方は出て来るんですけど、仕様書の中身等について今日の委員会では議論をして、自分なりにある程度納得というか、そういった考え方になっておるわけですけれども、まあ僕1人でなくして、それぞれの出ておられる会派に持って帰って、委託される仕様書の中身はこうだというかたちで、報告されることも大事なことはないかなあという思いがしておりますので、ぜひ、最初に桑田委員が会派に持ち帰ってという、別な案件だったけれども、そういった話もあったわけなんですけど、僕は今日ここで業者を、じゃあここにいうかたちでなくして、一度ぜひ仕様書の中身を報告する意味でも会派に持って帰らせていただきたいなあという、ちょっと思いがして

おります。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 仕様書についてようやく委員会の中では了とされたわけですが、やはり今上田委員がおっしゃるように、私も会派に持ち帰って説明の時間をいただきたいなあと、その上でこの業者選定というふうに思っておりますが、前回のときに提出をされた一覧表の中で、明らかにこの委託期間1カ月以内であるとか、9月28日までという期限を切って辞退をされた社というのは3社程度、あとは自社の業務内容が複雑しているとか、明らかに難しいとおっしゃっておられますからその持ち帰った期間内に事務局の方からその3社なり打診というかたちでも良いのかなというふうには思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 基本的には、今、桑田委員が発言されたことと一緒にです。持ち帰りについては持ち帰って会派での確認という格好になるんだろうというふうに思っておりますから、それはそれで特に合併特例債の延長ということになりましたので、仕様書の中のこの条件の中には26年度中というふうな話はあるんだけど、物理的にはなかなか厳しい状況ですから、このことについてその先、26年度中ということにはこだわらんような話になるわけだから、ただ問題は今日の議論でもそうなんだけど、その議会在遅々として進まないというようなことが、この今のこの協議の中でその業者の選定について、いろんな疑義があるっていうような話は、それは私も耳にはしているわけですが、こうして公開の場でしっかりとその調整会議を開いて業者、あるいは執行部、それから委員との話の中で進めて行くということについて、いまだに何となく委員会の中ではそういった疑義を持っておられるかたもおられるかなあと、おられるのかなあと、あるいは市民の中でもそういうことがあるのかなあというふうな感じがしているわけですし、私はやはりもうこの場になって、例えば1社であってその1社のその業者が、その推進の建築設計の1号案の基本計画を作った業者だからとんでもないことになるというふうなブログが、その市民の方からも出ておられるようなのも、私も読んだんだけど、全くこのことについても本当にこの委員会としては、これは本当に進めて行く状況の中で、それに対する、その業者に対するその疑義があるとか、そういったことについては、私も非常に、たいへんこのことについては遺憾に思うわけですし、これはあくまでこの度の委員会の中ではその委員会と業者と執行部とで調整会議を持つ中でしっかりと話しをして行く、この数字が全く新しい数字が、でたらめな数字で出て来るような話ではないでして、そのことについて私は大変残念に思います。だから、持ち帰って、一応会派での確認ということについては、それはそれとして結構だと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 スケジュール表というのは事務局に作っていただいているんですが、これによりますと今日の委員会で業者決定出来ない場合は次の委員会が8月29日ですか、ということになるわけですが、このスケジュールから言って29日に決定をすればスケジュール表のとおり31日の議運にかけて9月7日の初日に上程をして契約をするということの流れとしては充分可能ですか、ちょっと事務局にお伺いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 この度委託料が行財政の方とちょっと協議しないといけんのですけれども、予算の関係で行財政とちょっと話をしなければその当初の段階に間に合うかどうかというのがちょっとあるんでございます。予算が議決にもらえるかどうかという段階ですけれども。

◆橋尾泰博 委員長 もうちょっとわかりやすく説明してくれるかな。房安委員のは、今日各会派に持ち帰った場合、今度の特別委員会 29 日になると、29 日で決まった場合に 31 日の議運に出して 9 月 7 日の 9 月定例議会の冒頭で議決が取れるのかどうか、そのタイムスケジュールっていうか、流れの中でそういう対応ができるのかどうか、変更するとしてはどういう流れになるのかということの質問ですから、その点をちょっと詳しく。

○勝井節朗 市議会事務局次長 先ほど言いましたように、予算が絡む問題でございまして、市当局、行財政の方と協議をしてみなければわかりませんので、この段階でできる、できないというようなところが今の段階ではちょっと答えられないというところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 私が心配していますのは、もし例えば会派持ち帰りにするということになったんですが、仮に、じゃあ日本設計だけでなく他にも打診してみてもいいところがあれば、随意契約ですからこちら側がどれかを選べばいいわけですけど、そうなったときに今問題になっている期間が、11 月 9 日でしょう。これがまたずれざるを得ないことになりはしないかということを僕は非常に心配しているんですよ。ですから、先ほど上杉委員も言われましたけれども、やっぱりスピード感をもってやっぱりやっていかんと、市民のかたから何やっているだいやってという声がますます強くなるという思いもありますし、委員会持ち帰りでもそれで結構だと思いますけども、この議会スケジュールに合わせて予算も計上して、採決をして契約ができるよということとはしっかりと各会派とも踏まえて対応していただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それではこの式次第の 3 番目にございます業者選定については、伊藤委員の方から、この業者選定にあたっての期間が前回の 40 日から 60 日になっておるとそういうことであるならば、従前の業者に打診をした折に、期間が短いからということで応じていただけなかった業者が、今回の条件の改定によって 1 社でも 2 社でも増える可能性があるのではないかというような御指摘もございました。委員の皆さんからも、打診をしてもいいのではないかという御意見もいただきましたし、仕様書の決定をいただいたわけですけども、この仕様書等について、各会派に持ち帰って報告もし、次の報告委員会に臨みたいという多くの委員の皆さんの御意見もございました。

というようなことでございまして、今日の業社選定の決定については、合意が図れないという状況でございまして、次回の特別委員会に持ち越させていただきたいというふうに思います。そのように取り計らってよろしゅうございますか。はい。ではそのように決定をさせていただきます。それから 4 番のその他でございまして、先月の 7 月の 25、26、27 と裾野市、荒川区、江東区と 3 市の柱頭免震の現場工事を見させていただきました。次回の議会だよりの

中に、視察報告書をまとめて掲載をいたしたいと思っておりますということで、視察報告書を各委員の皆さんにお願いをいたしております。提出がまだの委員のかたのあるようでございますので、できるだけ早く取りまとめをして、提出をしていただきたいというふうに思います。それから、こちらの方では以上でございますけれども、事務局の方で何かありましたら。はい、次長。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** はい。現在特別委員会の広報ということで、CATVの放送でありますとか、インターネット放送というようなことで広報活動をしております。また、市報とか議会だよりとかいうことで広報をしております。それで、この度いろいろなメディアを通して委員会の広報っていうのを考えてはどうかっていうように思っております。今回も知見の活用っていうようなことで新たな取り組みというようなことが出てまいります。それで、このようにして新聞等をまた媒体としまして、広報というようなことをやってはどうだろうかというように考えております。それで、内容につきましては執行部の方と歩調合わせながらやっていってどうかというようなことを考えますので、ちょっと図っていただければと思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。市の方の考え方もちょっとあわせて聞かせてもらえますか。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい。住民に対する、市民に対する情報提供ということで、今回の住民投票以降以前のこともございますけれども、審議の途中経過、情報提供という意味では執行部も同じような考え方を持っておりますので、同調しながら一緒に広報は進めていかせていただければと考えております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。この問題については大変市民の皆さんも、この市庁舎問題については大変関心をもっておられるし、注目もしておられます。そういうことで、我々特別委員会、市当局も含めてだと思っておりますけれども、説明責任、情報提供というのは大変重要な課題であると思っておりますので、ことあるごとにそのような対応が取れるように、これはもう特別委員会と市の市庁舎整備局と協調しながらやっていかなければならないことだと思いますので、我々が気づかない点もあるかと思うんで、その都度やっぱり市庁舎整備局の方から提案をしていただくという姿勢も今後お願いをしたいというふうに思います。それでは、今日はこのようなかたちで会を閉じさせていただきますけれども、次回の特別委員会 29 日 10 時からこの会場で開会をいたしたいというふうに思いますので、日程の調整をお願いをいたしたいと思っております。本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でございました。

午後 0 時 12 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博